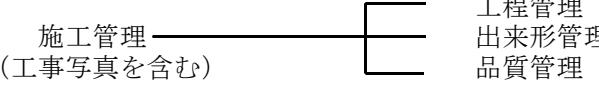
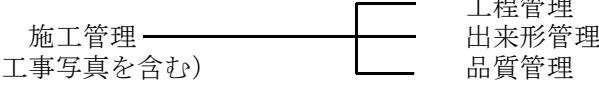


現行（令和2年版）	改定案（令和3年版）	改定理由
土木工事施工管理基準		
<p>この土木工事施工管理基準(以下、「管理基準」とする。)は、土木工事共通仕様書(案) [R2.3]、第1編1-1-23施工管理に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。</p> <p>1. 目的 この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。</p> <p>2. 適用 この管理基準は、国土交通省地方整備局が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。</p> <p>3. 構成  <pre> graph LR A[施工管理 (工事写真を含む)] --- B[] B --- C[工程管理] B --- D[出来形管理] B --- E[品質管理] </pre> </p> <p>4. 管理の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。 (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。 (3) 受注者は、測定(試験)等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。 (4) 受注者は、測定(試験)等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。 	<p>この土木工事施工管理基準(以下、「管理基準」とする。)は、土木工事共通仕様書(案) [R3.3]、第1編1-1-24施工管理に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。</p> <p>1. 目的 この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。</p> <p>2. 適用 この管理基準は、国土交通省地方整備局が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。</p> <p>3. 構成  <pre> graph LR A[施工管理 (工事写真を含む)] --- B[] B --- C[工程管理] B --- D[出来形管理] B --- E[品質管理] </pre> </p> <p>4. 管理の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。 (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。 (3) 受注者は、測定(試験)等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。 (4) 受注者は、測定(試験)等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。 	年度修正、節誤植

現行（令和2年版）	改定案（令和3年版）	改定理由
5. 管理項目及び方法	5. 管理項目及び方法	
(1) 工程管理 受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理(ネットワーク、バーチャート方式など)を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。	(1) 工程管理 受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理(ネットワーク、バーチャート方式など)を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。	
(2) 出来形管理 受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。 なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。	(2) 出来形管理 受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。 なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。	
(3) 品質管理 受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。 この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。 また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。	(3) 品質管理 受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。 この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。 また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。	
6. 規格値 受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。	6. 規格値 受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。	

現行（令和2年版）	改定案（令和3年版）	改定理由
<p>7. その他</p> <p>(1) 工事写真 受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。</p> <p>(2) 情報化施工 10,000m³以上の土工の出来形管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」（平成25年3月15日付け国官技第291号、国総公第133号）による。 ただし、「T S を用いた出来形管理要領（土工編）」は「T S 等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」に読み替えるものとし、「T S を用いた出来形管理の監督・検査要領（河川土工編）」及び「T S を用いた出来形管理の監督・検査要領（道路土工編）」は「T S 等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）」に読み替えるものとする。</p> <p>(3) 3次元データによる出来形管理 土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「T S 等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「R T K-G N S S を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定によるものとする。 また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「T S 等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定によるものとする。 河川浚渫工においては、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、基礎基準のほか、「音響測深機器を用いた出来形管理要領（河川浚渫工事編）（案）」または「施工履歴データを用いた出来形管理要領（河川浚渫工事編）（案）」の規定によるものとする。 なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。</p> <p>(4) 施工箇所が点在する工事について 施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。 なお、これにより難い場合は、監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>7. その他</p> <p>(1) 工事写真 受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。</p> <p>(2) 情報化施工 10,000m³以上の土工の出来形管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」（平成25年3月15日付け国官技第291号、国総公第133号）による。 ただし、「T S を用いた出来形管理要領（土工編）」は「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編」に読み替えるものとし、「T S を用いた出来形管理の監督・検査要領（河川土工編）」及び「T S を用いた出来形管理の監督・検査要領（道路土工編）」は「T S 等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）」に読み替えるものとする。</p> <p>(3) 3次元データによる出来形管理 土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 多点計測技術（面管理の場合）」または「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定によるものとする。</p> <p>また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」または「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定によるものとする。</p> <p>河川浚渫工においては、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）河川浚渫工編」の規定によるものとする。 なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。</p> <p>(4) 施工箇所が点在する工事について 施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。 なお、これにより難い場合は、監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。</p> <p>3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。</p> <p>3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。</p> <p>3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。</p>

現行（令和2年版）										改定案（令和3年版）										改定理由		
編	章	節	条	款番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	款番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2 1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。	1-2-3-2			1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2 1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。	1-2-3-2			3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。
					法長ℓ	ℓ<5m	-200									法長ℓ	ℓ<5m	-200				
					ℓ≥5m	法長-4%										ℓ≥5m	法長-4%					
2			2	掘削工 (面管理の場合)		平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザー計測器」を用いた出来形管理要領（土工編）（案）、「空中写真測量（無人航空機）」を用いた出来形管理要領（土工編）（案）の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。	1-2-3-2			2 掘削工 (面管理の場合)		平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 計測技術（面管理の場合）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。	1-2-3-2			3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。		
					平場	標高較差	±50	±150					平場	標高較差	±50	±150						
					法面（小段含む）	水平または標高較差	±70	±160					法面（小段含む）	水平または標高較差	±70	±160						
3			3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)		平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「音響測深機器を用いた出来形管理要領（河川浚渫）（案）」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領（河川浚渫工事編）（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。	1-2-3-2			3 掘削工 (水中部) (面管理の場合)		平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）河川浚渫工事編」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。	1-2-3-2			3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。		
					平場	標高較差	±50	+300以下					平場	標高較差	±50	+300以下						
					法面（小段含む）	水平または標高較差	±70	+300以下					法面（小段含む）	水平または標高較差	±70	+300以下						

現行（令和2年版）											改定案（令和3年版）											改定理由
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(又は50m)以下の中は1施工箇所につき2ヶ所。 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	3-2-3-29	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(又は50m)以下の中は1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	3-2-3-29	3 次 元 計 測 技 術 を 用 い た 出 来 形 管 理 要 領 (案) 舗 裝 工 編 計 測 技 術 (断 面 管 理 の 場 合)」	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	3	側溝工 (暗渠工)	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 延長40m(又は50m)以下の中は1施工につき2ヶ所。 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	3-2-3-29	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	3	側溝工 (暗渠工)	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 延長40m(又は50m)以下の中は1施工につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	3-2-3-29	3 次 元 計 測 技 術 を 用 い た 出 来 形 管 理 要 領 (案) 舗 裝 工 編 計 測 技 術 (断 面 管 理 の 場 合)」	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	3	1	基礎工(護岸) (現場打)	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下の中は1施工箇所につき2ヶ所。 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(護岸工編)(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	3-2-4-3	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	3	1	基礎工(護岸) (現場打)	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下の中は1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	3-2-4-3	3 次 元 計 測 技 術 を 用 い た 出 来 形 管 理 要 領 (案) 護 岸 工 編	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	3	2	基礎工(護岸) (プレキャスト)	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下の中は1施工箇所につき2ヶ所。 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(護岸工編)(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	3-2-4-3	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	3	2	基礎工(護岸) (プレキャスト)	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下の中は1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	3-2-4-3	3 次 元 計 測 技 術 を 用 い た 出 来 形 管 理 要 領 (案) 護 岸 工 編	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	

現行(令和2年版)												改定案(令和3年版)												改定理由		
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要			
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均																		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	6	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「T.S.(ノンブリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-2-6-7	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	6	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものを行う。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-2-6-7	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	8	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「T.S.(ノンブリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-2-6-7	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	8	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-2-6-7	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。

現行(令和2年版)												改定案(令和3年版)												改定理由	
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要		
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均																	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7 10	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20 -25 -3 -4	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「T.S.(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-2-6-7	3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7 10	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20 -25 -3 -4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-2-6-7	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。							
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7 12	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17 -20 -2 -3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「T.S.(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-2-6-7	3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7 12	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17 -20 -2 -3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-2-6-7	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。							

現行(令和2年版)										改定案(令和3年版)										改定理由					
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要		
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均																	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 鋪 裝 工	8 半 た わ み 性 鋪 裝 工	2 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽ 厚さあるいは標高較差	±90 ±90 +40 -15 -15 +50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザスキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザスキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「T.S.(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他の基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	中規模以上 中規模以下	中規模以上 中規模以下	3-2-6-8	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 鋪 裝 工	8 半 た わ み 性 鋪 裝 工	基準高▽ 厚さあるいは標高較差	±90 ±90 +40 -15 -15 +50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	中規模以上 中規模以下	中規模以上 中規模以下	3-2-6-8	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 鋪 裝 工	8 半 た わ み 性 鋪 裝 工	4 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54 -63 -8 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザスキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザスキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「T.S.(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他の基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-2-6-8	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 鋪 裝 工	8 半 た わ み 性 鋪 裝 工	厚さあるいは標高較差	-54 -63 -8 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-2-6-8	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。								

現行（令和2年版）											改定案（令和3年版）											改定理由						
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 簡 所	摘 要	規 格 値		測 定 基 準	測 定 簡 所	摘 要												
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均															
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		中規模以上	小規模以下					
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 鋪 裝 工	8	6	半たわみ性舗装工 (上層路盤工)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザスキャナー」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）、「地上移動体搭載型レーザスキャナー」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）または「T.S.（ノンブリズム方式）」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）に基づき出来形管理を実施する場合、その他の基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 鋪 裝 工	8	6	半たわみ性舗装工 (上層路盤工)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 鋪 裝 工	8	8	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安 定処理工)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザスキャナー」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）、「地上移動体搭載型レーザスキャナー」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）または「T.S.（ノンブリズム方式）」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）に基づき出来形管理を実施する場合、その他の基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 鋪 裝 工	8	8	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安 定処理工)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。

現行（令和2年版）												改定案（令和3年版）												改定理由		
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 簡 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 簡 所	摘 要			
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均																		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 裝 工	8	10	半たわみ性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナー」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）、「地上移動体搭載型レーザースキャナー」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）または「T.S.（ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）に基づき出来形管理を実施する場合、その他の基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-2-6-8	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 裝 工	8	10	半たわみ性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-2-6-8	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 裝 工	8	12	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナー」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）、「地上移動体搭載型レーザースキャナー」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）または「T.S.（ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）に基づき出来形管理を実施する場合、その他の基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-2-6-8	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 裝 工	8	12	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-2-6-8	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。

現行(令和2年版)												改定案(令和3年版)												改定理由	
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要		
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均																	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	2	排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽ 厚さあるいは標高較差	±90 ±90 +40 -15 -15 +50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナー」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)、「案」、「地上移動体搭載型レーザースキャナー」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)、「案」または「T.S.(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)、「案」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	3-2-6-9	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	2	排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽ 厚さあるいは標高較差	±90 ±90 +40 -15 -15 +50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、「他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	3-2-6-9	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。					
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	4	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54 -63 -8 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナー」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)、「案」、「地上移動体搭載型レーザースキャナー」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)、「案」または「T.S.(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)、「案」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-2-6-9	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	4	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54 -63 -8 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、「他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-2-6-9	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。					

現行（令和2年版）												改定案（令和3年版）												改定理由	
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 簡 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 簡 所	摘 要		
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均																	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 鋪 裝 工	9 6	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定 処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54 -63 -8 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナー」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)、「地上移動体搭載型レーザースキャナー」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)または「T.S.(ノンブリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の目標高さと当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 鋪 裝 工	9 6	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定 処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54 -63 -8 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」(舗装工編 多点計測技術(面管理の場合))に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9	3次元計測技術 を用いた出来形 管理要領(案) の策定による改 定。					
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 鋪 裝 工	9 8	排水性舗装工 (加熱アスファルト安 定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36 -45 -5 -7	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナー」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)、「地上移動体搭載型レーザースキャナー」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)または「T.S.(ノンブリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 鋪 裝 工	9 8	排水性舗装工 (加熱アスファルト安 定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36 -45 -5 -7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」(舗装工編 多点計測技術(面管理の場合))に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9	3次元計測技術 を用いた出来形 管理要領(案) の策定による改 定。					

現行（令和2年版）													改定案（令和3年版）													改定理由																
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要																			
							個々の測定値(X)		測定値の平均																																	
							中規模以上		小規模以下																																	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	10	2	透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	t < 15cm +90 -70	+50 -10	t ≥ 15cm ±90	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他の基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に該当する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	3-2-6-10	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	10	2	透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	t < 15cm +90 -70	+50 -10	t ≥ 15cm ±90	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に該当する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	3-2-6-10	3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。																
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	10	4	透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他の基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に該当する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	3-2-6-10	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	10	4	透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に該当する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	3-2-6-10	3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。																				

現行（令和2年版）												改定案（令和3年版）												改定理由						
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準				測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準				測定箇所	摘要	
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合 は測定値の平均	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下																		
3	土木工事共通編	2一般施工	6一般舗装工	11	2	グースアスファルト舗装工（加熱アスファルト安定処理工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体積載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他の基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-2-6-11	3土木工事共通編	2一般施工	6一般舗装工	11	2	グースアスファルト舗装工（加熱アスファルト安定処理工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-2-6-11	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。			
3	土木工事共通編	2一般施工	6一般舗装工	11	4	グースアスファルト舗装工（基層工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体積載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他の基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-2-6-11	3土木工事共通編	2一般施工	6一般舗装工	11	4	グースアスファルト舗装工（基層工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-2-6-11	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。			

現行(令和2年版)												改定案(令和3年版)												改定理由						
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	規格値		測定基準	測定箇所	摘要								
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合 は測定値の平均																						
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	12	4	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナー」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体積載型レーザースキャナー」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「T.S.(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。	3-2-6-12	3	土木工事共通編	2	一般施工	6	12	4	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」(舗装工編 多点計測技術(面管理の場合))に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。	3-2-6-12	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	12	6	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナー」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体積載型レーザースキャナー」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「T.S.(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。	3-2-6-12	3	土木工事共通編	2	一般施工	6	12	6	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」(舗装工編 多点計測技術(面管理の場合))に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。	3-2-6-12	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。

現行（令和2年版）												改定案（令和3年版）												改定理由		
												単位：mm													改定理由	
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要			
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (\bar{X})											個々の測定値 (X)	測定値の平均 (\bar{X})						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	17	2	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。	3-2-6-17	3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	17	2	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。	3-2-6-17	3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。				

現行（令和2年版）										改定案（令和3年版）										改定理由				
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要			
10 道路 編	2 舗装	5 排水構造物工	9		排水性舗装用路肩排水工		基準高▽	±30		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 なお、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	10-2-5-9	10 道路 編	2 舗装	5 排水構造物工	9		排水性舗装用路肩排水工	基準高▽	±30		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	10-2-5-9		3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。
10 道路 編	3 橋梁下部	6 橋台工	8	橋台軸体工		橋軸方向の寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。	基準高▽	±20				10-3-6-8	10 道路 編	3 橋梁下部	6 橋台工	8	橋台軸体工		基準高▽	±20		橋軸方向の寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）構造工編（試行）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く）	10-3-6-8	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。
							厚さt	-20									厚さt	-20						
							天端幅w ₁ (橋軸方向)	-10									天端幅w ₁ (橋軸方向)	-10						
							天端幅w ₂ (橋軸方向)	-10									天端幅w ₂ (橋軸方向)	-10						
							敷幅w ₃ (橋軸方向)	-50									敷幅w ₃ (橋軸方向)	-50						
							高さh ₁	-50									高さh ₁	-50						
							胸壁の高さh ₂	-30									胸壁の高さh ₂	-30						
							天端長ℓ ₁	-50									天端長ℓ ₁	-50						
							敷長ℓ ₂	-50									敷長ℓ ₂	-50						
							胸壁間距離ℓ	±30									胸壁間距離ℓ	±30						
							支間長及び 中心線の変位	±50									支間長及び 中心線の変位	±50						
							支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高	+10~-20								計画高	+10~-20						
							平面位置	±20	平面位置								±20							
							アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下	アンカーボルト孔の鉛直度								1/50以下							

現行(令和2年版)												改定案(令和3年版)												改定理由			
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要						
10 道路編	6 トンネル (N A T M)	5 覆工	3	覆工コンクリート工	基準高▽ (拱頂)	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mに つき1ヶ所。 (2) 厚さ	10-6-5-3	10 道路編	6 トンネル (N A T M)	5 覆工	3	覆工コンクリート工	基準高▽ (拱頂)	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mに つき1ヶ所。 (2) 厚さ	10-6-5-3	10 道路編	6 トンネル (N A T M)	5 覆工	3	覆工コンクリート工	基準高▽ (拱頂)	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mに つき1ヶ所。 (2) 厚さ	10-6-5-3	3 次元計測技術を用 いた出来形管理要領 (案) の策定による 改定。

品質管理基準及び規格値

工種	現行(令和2年版)								工種	改定案(令和3年版)								改定理由	
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	適用基準	(参考)
4 ブレキヤ ストンク リート製品 (その他)	材 料	その 他の シ ク （ J I S マ ー ク を 使 用 す る 場 合 は 除 く） イ ミ ク	コンクリート用混 和材 ・化学混和剤	JIS A 6201 JIS A 6202 JIS A 6204 JIS A 6206 JIS A 6207	JIS A 6201 (フライアッシュ) JIS A 6202 (膨張材) JIS A 6204 (化学混和剤) JIS A 6206 (高炉スラグ微粉末) JIS A 6207 (シリカフューム)	1回/月以上 ただし、JIS A 6202 (膨張材) は1回/ 3ヶ月以上、JIS A 6204 (化学混和剤) は1回/6ヶ月以上	試験成績表による。	○	4 ブレキヤ ストンク リート製品 (その他)	材 料	その 他の シ ク （ J I S マ ー ク を 使 用 す る 場 合 は 除 く） イ ミ ク	コンクリート用混 和材 ・化学混和剤	JIS A 6201 JIS A 6202 JIS A 6204 JIS A 6206 JIS A 6207	JIS A 6201 (フライアッシュ) JIS A 6202 (膨張材) JIS A 6204 (化学混和剤) JIS A 6206 (高炉スラグ微粉末) JIS A 6207 (シリカフューム)	1回/月以上 ただし、JIS A 6202 (膨張材) は1回/ 月以上、JIS A 6204 (化学混和剤) は1回/ 6ヶ月以上	試験成績表による。	○	諸基準類の改定とともに	う
11 アス ファルト舗 装	ブ ラ ン ト	必 須	粒度 (2.36mmフル イ)	舗装調査・試験法便 覧 [2]-16	2.36mmふるい: ±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事: 定期的または随時。 ・小規模以下の工事: 異常が認められたとき。 印字記録の場合: 全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	舗装施工便覧 平成18年2月 P263, 250~ 251	○	11 アス ファルト舗 装	ブ ラ ン ト	必 須	粒度 (2.36mmフル イ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい: ±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事: 定期的または随時。 ・小規模以下の工事: 異常が認められたとき。 印字記録の場合: 全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	舗装施工便覧 平成18年2月 P263, 250~ 251	○	試験基準の記載で改行されてない部分があり、誤解が生じる記載となっているため	
11 アス ファルト舗 装	ブ ラ ン ト	必 須	粒度 (75μmフル イ)	舗装調査・試験法便 覧 [2]-16	75μmふるい: ±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事: 定期的または随時。 ・小規模以下の工事: 異常が認められたとき。 印字記録の場合: 全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	舗装施工便覧 平成18年2月 P263, 250~ 251	○	11 アス ファルト舗 装	ブ ラ ン ト	必 須	粒度 (75μmフル イ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい: ±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事: 定期的または随時。 ・小規模以下の工事: 異常が認められたとき。 印字記録の場合: 全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	舗装施工便覧 平成18年2月 P263, 250~ 251	○	試験基準の記載で改行されてない部分があり、誤解が生じる記載となっているため	
11 アス ファルト舗 装	ブ ラ ン ト	必 須	粒度 (75μmフル イ)	舗装調査・試験法便 覧 [2]-16	75μmふるい: ±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事: 定期的または随時。 ・小規模以下の工事: 異常が認められたとき。 印字記録の場合: 全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	舗装施工便覧 平成18年2月 P263, 250~ 251	○	11 アス ファルト舗 装	ブ ラ ン ト	必 須	粒度 (75μmフル イ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい: ±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事: 定期的または随時。 ・小規模以下の工事: 異常が認められたとき。 印字記録の場合: 全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	舗装施工便覧 平成18年2月 P263, 250~ 251	○	試験基準の記載で改行されてない部分があり、誤解が生じる記載となっているため	
11 アス ファルト舗 装	ブ ラ ン ト	必 須	アスファルト量抽 出粒度分析試験	舗装調査・試験法便 覧 [4]-238	アスファルト量: ±0.9%以内	・中規模以上の工事: 定期的または随時。 ・小規模以下の工事: 異常が認められたとき。 印字記録の場合: 全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	舗装施工便覧 平成18年2月 P263, 250~ 251	○	11 アス ファルト舗 装	ブ ラ ン ト	必 須	アスファルト量抽 出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量: ±0.9%以内	・中規模以上の工事: 定期的または随時。 ・小規模以下の工事: 異常が認められたとき。 印字記録の場合: 全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	舗装施工便覧 平成18年2月 P263, 250~ 251	○	試験基準の記載で改行されてない部分があり、誤解が生じる記載となっているため	
14 路床安 定処理工	施 工	そ の 他	平板載荷試験	JIS A 1215	延長40mにつき1ヶ所の割で行う。 ・セメントコンクリートの路盤に適用する。	道路土工・盛土工指針 平成22年4月 P220	14 路床安 定処理工	施 工	そ の 他	平板載荷試験	JIS A 1215	延長40mにつき1ヶ所の割で行う。 ・セメントコンクリートの路床に適用する。	道路土工・盛土工指針 平成22年4月 P220	○	試験基準の記載で改行されてないため	誤植			
17 アン カーア	施 工	必 須	モルタルのフロー 値試験	JIS R 5201	設計図書による。	練りませ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。	グラウンドアンカー設計・施工基準、同 解説 平成24年5月 P96	17 アン カーア	施 工	必 須	モルタルのフロー 値試験	JSC-E 521-2018 10~18秒 プロード (グラウンドアンカー設計施工マニュアル に合わせる)	練りませ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。	グラウンドアンカー設計・施工基準、同 解説 平成24年5月 P96	○	試験基準の記載にともなう			
18 補強土 施工	施 工	必 須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類) のいずれか を実施する。	最大粒径≤53mm : 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>53mm : 舗装調査・試験法便 覧 [4]-256 突砂法	500m3につき1回の割合で行う。ただし、 500m3未満の場合は1工事当たり3回以上。 （締固め試験 (JIS A 1210 A・B法) もしくは90%以上 (舗装調査・試験法便 覧 [4]-256) と併用する。） 最大粒径>53mm : 舗装調査・試験法便 覧 [4]-256 突砂法	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上 (締固め試験 (JIS A 1210 A・B法) もしくは90%以上 (舗装調査・試験法便 覧 [4]-256)) における規格値は、下記の通りとする。 【一般的の舗装背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグレーラバット構造の舗装背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	補強土 (テールアーム) 建工法設計・施 工マニュアル 平成26年8月 P250 道路土工・盛土工指針 平成22年4月 P218~222 道路土工・擁壁工指針 平成24年7月 P280	18 補強土 施工	施 工	必 須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類) のいずれか を実施する。	最大粒径≤53mm : 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>53mm : 舗装調査・試験法便 覧 [4]-256 突砂法	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上 (締固め試験 (JIS A 1210 A・B法) もしくは90%以上 (舗装調査・試験法便 覧 [4]-256)) における規格値は、下記の通りとする。 【一般的の舗装背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグレーラバット構造の舗装背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	補強土 (テールアーム) 建工法設計・施 工マニュアル 平成26年8月 P250 道路土工・盛土工指針 平成22年4月 P218~222 道路土工・擁壁工指針 平成24年7月 P280	補強土 (テールアーム) 建工法設計・施 工マニュアル 平成26年8月 P250 道路土工・盛土工指針 平成22年4月 P218~222 道路土工・擁壁工指針 平成24年7月 P280	試験基準の記載にともなう			

品質管理基準及び規格値

工種	現行(令和2年版)							工種	改定案(令和3年版)							改定理由		
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要		種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	適用基準	(参考)
18 補強土壁工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位ごとの現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上とする。 （締固め試験(JIS A 1210) A・B法）もしくは92%以上。（締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法） 路床、路床とも、1日の1層あたりの施工面積は、1,500m ² を標準とし、1日の施工面積は、2,000m ² 以上の場合は、施工面積を標準とする。管理単位の面積は、1,500m ² を標準とする。 （標準上りに分剖するものとする。1管 理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点 または、設計図書による。	RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案) 平成8年8月 補強土（テールアルメ）壁工法設計・施工マニュアル 平成26年8月 P250	18 補強土壁工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位ごとの現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上とする。 （締固め試験(JIS A 1210) A・B法）もしくは92%以上。（締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法） 路床とも、1日の1層あたりの施工面積は、1,500m ² を標準とし、1日の施工面積は、2,000m ² 以上の場合は、施工面積を2倍する。 （標準上りに分剖するものとする。1管 理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点 または、設計図書による。	RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案) 平成8年8月 補強土（テールアルメ）壁工法設計・施工マニュアル 平成26年8月 P250	試験基準の記載にともなう				
24 道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上（締固め試験(JIS A 1210) A・B法）。 最大粒径>53mm： ・路床及び構造物取付け部：自然含水比よりも締固めエネルギーの大きな軋圧方法（例えば、標準上りも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。 【粘性土】 ・路体：自然含水比またはトライカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≤Va≤10%または飽和度Srが85%≤Sr≤95%。 ・路床及び構造物取付け部：トライカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≤Va≤8%。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000m ³ につき1回の割合で行う。ただし、5,000m ³ 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。 （上の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	道路土工－盛土工指針 平成22年4月 P218～222	34 道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	【砂質土】 最大粒径>53mm： ・路体：自然含水比よりも締固めエネルギーの大きな軋圧方法（例えば、標準上りも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。 【粘性土】 ・路体：自然含水比またはトライカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≤Va≤10%または飽和度Srが85%≤Sr≤95%。 ・路床及び構造物取付け部：トライカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≤Va≤8%。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000m ³ につき1回の割合で行う。ただし、5,000m ³ 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。 （上の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	道路土工－盛土工指針 平成22年4月 P218～222	試験基準の記載にともなう				
24 道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上（締固め試験(JIS A 1210) A・B法）。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上（締固め試験(JIS A 1210) A・B法）もしくは92%以上（締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法）。 （標準上りに分剖するものとする。1管 理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点 または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 ・左記の規格値を満たしても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行なうものとする。	RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案) 平成8年8月	24 道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上（締固め試験(JIS A 1210) A・B法）。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上（締固め試験(JIS A 1210) A・B法）もしくは92%以上（締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法）。 （標準上りに分剖するものとする。1管 理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点 または、設計図書による。	RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案) 平成8年8月	試験基準の記載にともなう					
								38. 鉄筋挿入工	材料	必須	品質検査 (芯材・ナット・プレート等)	ミルシート	設計図書による。	材料入荷時				新規追加
								38. 鉄筋挿入工	材料	必須	定着材のフロー値試験	JISCE-F521-2018	9～22秒	施工開始前1回および定着材の材料や配合変更時に実施。1回の試験は定期を2回行い、測定値の平均をフロー値とする。	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合			新規追加
								38. 鉄筋挿入工	材料	その他	外観検査 (芯材・ナット・プレート等)	目視 寸法計測	設計図書による。	材料入荷時				新規追加
								38. 鉄筋挿入工	材料	必須	圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	施工開始前1回および施工日ごと1回(3本/回)	正着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合			新規追加
								38. 鉄筋挿入工	施工	必須	引き抜き試験	地山補強土法設計・施工マニュアル	設計図書による。	施工全数量の3%かつ3本以上を標準とする。				新規追加
								38. 鉄筋挿入工	施工	その他	適合性試験	地山補強土法設計・施工マニュアル	設計図書による。	・地盤ごとに3本以上を標準とする。 ・載荷サーキルは多サイクルを原則とする。 ・初期荷重は、5.0kNもしくは計算最大荷重の0.1倍程度とする。				新規追加